

令和3年度公益財団法人日本パラスポーツ協会補助  
障害者スポーツ振興事業  
「障害者スポーツ実施環境の構築支援事業」に関するQ&A

【申請手続き・活用報告等について】

Q. 申請の締め切りが6月とのことだが、申請時に予算措置ができていない場合でも対象となるか。自治体を実施する場合、予算措置が必要となる。

A. 申請時に予算措置されていない場合も対象となります。その場合、査定結果を受けて、減額等の措置は適宜各自治体の手続きに則って対応して頂くことになります。なお、受託決定後、自治体において予算措置するまで契約締結を待ってほしい（契約時期を遅らせてほしい）という要望がありましたら、柔軟に対応いたします。

Q. 「方法2」（都道府県が市町村の希望用具を県で一括購入し申請する場合）は、委託金の上限額は、1,500万となるか。それとも市町村数が加味されるのか。

A. 市町村ごとに上限額が1,500万円となり、市町村を含んだ県の上限額が1,500万円とはなりません。申請される市町村ごとに1,500万円ずつの申請が可能です。

※二次募集時は、1,500万円を500万円に読み替えてください。

Q. 「方法3」（都道府県、市町村各自で契約の場合）では、提出書類の予算書（様式3）も自治体ごとの作成と考えればよいか。

A. その通りです。自治体ごとに申請書等を作成していただく必要があります。

Q. 申請時に、保管場所および管理責任者が確定していない場合は、代表として競技団体名を記載して問題ないか。後日、管理者の報告は可能か。

A. もし決まっていない場合は代表者名で提出いただき、後日変更の連絡を頂ければ結構です。

Q. 決定の通知が7月から8月とのことだが、自治体が予算化する場合、通知が8月になると、予算化し執行できるのが早くて年末や年明け早々になる。その場合、年度内にできるのは環境整備までで、年度内の活用は厳しいかもしれない。実質的な活用が来年度になっても構わないか。

Q. 活用事例の報告は柔軟に対応可とのことだが、2月までにイベント等の実施が難しい場合、例えば3月ないしは来年度上期の実施でも問題ないか。

Q. 活用事例の報告について、期限の延長はどの程度まで可能か。また、コロナ等でイベントが中止になった場合、中止になったことを報告すれば良いか。

A. 原則は2月15日までの報告となっておりますが、コロナ等やむを得ない事業で期限までの報告が困難な場合は、柔軟に対応いたしますので期限の延長が必要になりましたら、当協会にご連絡ください。なお、大きなイベント等での使用だけが対象ではないので、できれば3月中までに通常の施設利用や貸出等で、障がい者が使う場を設定いただきたいと思いますと考えております。

### 【申請の対象となる用具・費用について】

Q. 対象外の電子機器には、ドローンサッカーも含まれるか。

A. ご指摘の用具についても申請は可能です。本事業の目的に合致した申請内容となっているか、精査の上判断させていただきます。

Q. ボッチャやシッティングバレーなど、障がい者以外の方が利用する可能性がある物品も対象となるか。

A. 障がい者が使用することを想定していますが、障がいのない方が、障がいのある方と一緒に利用することもあるため、対象となります。

Q. 学校施設に設置する場合は公共利用の観点から学校開放することが必須となるか。

A. 学校体育のみで使用するだけでは、対象にはなりません。近隣の障がいのある方等への開放による活用等、学校体育以外の活動に使用して頂くことが必要です。

Q. 障害者が使用する陸上の道具、具体的には棒高跳のポール、ハンマー投のハンマー、やり投のやりなどは対象となるか。

A. 対象となります。

Q. 購入する物品の専用の収納器具（台車等）も対象外か。

A. 購入するスポーツ用品を管理するために「専用の収納器具・運搬具」が必要となる場合は対象となりますので、当該スポーツ用品の付属品として、一式で購入してください。

ただし、他の備品等の運搬・保管にも利用する収納器具・運搬具などは対象となりません。

Q. 購入するスポーツ用具にかかる運搬費や組立工賃は対象となるか。

A. 購入するスポーツ用品を使用できる状態にするための組立工賃は対象となります。また、保管・使用場所への配置にかかる運搬費も対象となります。ただし、イベント等で使用するための一時的な移動に伴う運搬費等は対象となりません。

Q. 対象となる「スポーツ施設等」とは、地域の公民館等も含むか。

A. 地域の公民館等であっても、スポーツを実施する場所であれば含みます。

### 【スポーツ用具の所有権・管理・活用方法についてについて】

Q. 購入用具の固定資産の登録は、管理する申請団体側になるか。それとも日本パラスポーツ協会になるか。

A. 購入した用具は、受託者に譲渡することとし、契約書にも記載する予定です。そのため、受託者において、購入用具の固定資産の登録をお願いします。

Q. 日本パラスポーツ協会との契約は基本的には1年契約となると考えている。一方で、物品の管理については契約終了後も継続するという認識でいるが、その旨契約書に記載されるか。

A. 契約書に記載する予定です。契約書（案）についても後ほどお送りする予定です。

Q. スポーツ用具等を購入する場合、施設は使用者から使用料を徴収してよいか。

A. 購入した用具については、使用料を徴収することはできません。一方で、施設（場所）の使用料は通常どおり徴収していただいても構いません。

Q. 購入した物品について、県民に貸出の上、整備予定の施設の外で活用することについて、問題ないか。

A. 購入した物品について、県民に貸出の上、整備予定の施設の外でご活用いただくことは、問題ありません。ただし、誰に貸して、いつ返却されるなど、適宜管理をお願いします。

Q. 障がい者とそれ以外の者が同様の物品、例えばバリアフリー対応卓球台の場合、障がい者がいない場合の貸し出しは問題ないか。

A. 目的としては障がい者に使用していただくために購入していただきます。ただし、障がい者が使用しない日などもあるため、その際には障がいのない方に使用していただいても構いません。

Q. スポーツ用具を購入し、老朽化や破損に伴い使用不可の状態になった場合の届の仕方を教えてほしい。

A. 購入したスポーツ用具のうち1個又は1組50万円以上のものについて、修繕が出来ない破損、故障等により取得から3年以内に処分する場合は、所定の様式にて当協会へ報告をいただきます。

### 【二次募集について】

Q. 一次募集申請済の内容に加えて、二次募集で追加の申請をする場合の申請方法を教えてほしい。

A. 改めて二次募集用の申請用紙にて【一次募集申請時の金額を含めて】申請してください。なお、この場合、一次募集申請額プラス500万円が申請上限額となります。

例1) 一次募集申請(1,400万円)に購入用具を追加(200万円)する場合

【一次募集申請額】 1,400万円

⇒ 【二次募集申請額】 1,600万円

※新規申請分(200万円分)の見積書が必要

例2) 一次募集申請時に自己負担分として申請した用具(400万円)を二次募集申請対象とする場合

【一次募集申請額】 1,500万円(ほか自己負担400万円あり)

⇒ 【二次募集申請額】 1,900万円(自己負担なし)

※金額根拠書類は一次募集申請時のものを利用可

### 【その他】

Q. 自治体が民間団体である協会業務を受託するという方法は本県としてはなじまないように思えるが、法律的には問題ないということでしょうか。

Q. 自治体と協会の委託契約というスキームにしたのはなぜか。前例があるとして、法律上の整合性はとれるのか。

A. 法律的には問題ありません。今回はスポーツ庁の日本パラスポーツ協会補助事業の中の一つのメニューとなっております。本補助事業では、スポーツ庁の定める要綱上、補助費の支出が認められておりません。一方で、委託費の支出は認められているため、委託契約というスキームにしております。